

姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程について（取扱い）

平成27年9月30日 最高管理責任者承認

- 1 姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程（以下「規程」という。）第14条に定める調査委員会委員（以下「委員会」という。）は、本学、及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 2 委員会は、規程第16条第2項に基づき配分機関に報告・協議した結果、調査に支障のある場合等、正当な事由のある場合を除き、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の実施を求められた場合は、これに応じるものとする。

以上